

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資型減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。 ・生産設備の新陳代謝・・・を促進する取組を強力に推進し、これに応じて設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。 ・近年エネルギー消費量が著しく増大（石油危機以降 2.5 倍）している家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。 <p>○地震防災戦略（平成 17 年 3 月 30 日中央防災会議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れによって発生する人的被害の軽減のため、建築物の耐震化を図る。 <p>○社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、地震発生時の倒壊等による被害の軽減を図るため、耐震診断、耐震改修、立替え等を推進する。 ・災害時に拠点となる施設等の整備・耐震化を進める。 ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化を進める。 <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>業績指標 12 公共施設等のバリアフリー化率（⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>業績指標 58 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資水準（「日本再興戦略」） 今後 3 年の内に設備投資を 2012 年度の約 63 億円から 10%増加 ・建築物の耐震化率（「地震防災戦略」） 90%（平成 27 年） ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率（「社会資本整備重点計画」） 60%（平成 32 年度末）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資水準：約 63 億円 ・建築物の耐震化率：80%（平成 20 年） ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率：48%（平成 22 年度末） 	
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進のための税制措置：約 2,250 棟 ・省エネ改修促進のための税制措置：約 2,800 件 ・バリアフリー改修促進のための税制措置：約 550 棟

	<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない事業者について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p>
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>・既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設（所得税、法人税）</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>【耐震改修促進のための措置】 ○耐震対策緊急促進事業（平成 25 年度予算：10 億円） ○住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金）（平成 25 年度予算：18,194 億円の内数）</p> <p>【省エネ改修促進のための措置】 ○建築物省エネ改修等推進事業（平成 26 年度予算要求）</p> <p>【バリアフリー改修促進のための措置】 ○バリアフリー環境整備促進事業（社会資本整備総合交付金）（平成 25 年度予算：18,194 億円の内数）</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>【耐震改修促進のための措置】 上記予算上の措置は、建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により、上記予算措置の対象外である自己負担分における所有者等のキャッシュフローが改善され、耐震改修を促進することが可能になるものである。</p> <p>【省エネ改修促進のための措置】 上記予算上の措置は、躯体の省エネ改修が行われたものを対象とするのに対して、当該税制措置は、躯体の改修のみならず、LED 等の省エネ設備の設置等を併せて行うことを要件としており、躯体の改修と省エネ設備の設置等の相乗効果を促進するための措置である。</p> <p>【バリアフリー改修のための措置】 上記予算上の措置は、市街地内の移動円滑化経路を整備する際の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制は、建築物全体を対象として、キャッシュフローの改善を図るものであり、その趣旨や対象を異にしているものである。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例は、既存建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化の促進を図るための措置としての確かつ必要最小限な措置である。</p>
<p>ページ</p>	<p>38—3</p>	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—